



## 平成20年度特定健診・特定保健指導 都道府県医師会担当理事連絡協議会

常任理事・地域保健部長 三戸 和昭

去る12月23日（火・祝）、「平成21年度の契約にむけて」をサブテーマに標記連絡協議会が約400名の出席者のもと日本医師会館大講堂にて開催されました。

冒頭、唐澤日医会長からは「制度導入が拙速であったために各地で様々な問題が生じている」という認識を交えて挨拶がありました。



前半部分では、現在、厚生労働省を中心に検討中の事項に関する説明がありました。

①「特定健診・特定保健指導の課題と対応について」と題し、内田日医常任理事より厚生労働省「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」の中に設置されている「決済及びデータ送受信に関するワーキンググループ」で検討されている内容を中心に説明がありました。

### 【検討課題】

1. 対象者に対する制度の周知が不足していること
2. 受診券記載内容・記載方法の誤りが多いことへの対応
3. 受診者への結果通知の拒否・遅れ
4. 標準単価等の設定
5. 電子化費用を考慮した単価設定
6. 実施条件が大きく異なる場合の解釈の整理
7. 自己負担金（特定保健指導）の返還方法
8. 生活機能評価の同時実施の請求審査



②「契約と電子化の対応について」と題し、日医総研の吉田・上野両主任研究員より以下の事項に関する説明がありました。

1. 特定健診・特定保健指導における周知文書について
2. 特定健診・特定保健指導における「標準的な契約書の例」について

3. 平成20年度特定健診・特定保健指導の契約状況等の調査について
4. 電子化への対応について



後半部分では、予め提出済の100件を超える質問・要望に対し、質疑応答が行われました。回答は、厚生労働省、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金を含め15名の関係者により行われました。

当会からは、次の4点について質問をいたしまして回答を得ております。

1. 委託契約書（特定健診集合契約）の第11条「事故及び損害の責任」の記述の見直し予定はあるのか。  
[回答：三者協議の原則を明記する方向で合意が得られるよう努力するが、基本的には21年度も同内容で考えている。法務上、社会通念上、公平な条文と考えている。]

2. 委託契約書（特定健診集合契約）の別紙1「委託元保険者一覧表」中の保険者番号を8桁に統一すべきではないか。

[回答：8桁に満たない保険者番号の場合は、請求システムに合致するよう先頭にゼロをつけて8桁にしていきたい。]

3. 委託契約書（特定健診集合契約）の契約締結日（4/1）以降に発生する新規開業等の中途参加または閉院その他の理由による参加取下げの取り扱いについてはどうなるのか。

[回答：いかなる理由であろうと、全て認められない。]

4. 特定健診の受診券の表記で、特に詳細健診の「自己負担」欄については、『—』『/』など自己負担が発生するのかどうか、それとも詳細健診の実施自体を禁じているのかどうか判断が難しいものがあるので、表記統一が必要ではないか。また、『%』の表記についても、具体的な金額はいくらになるのかが明確でなく、現場での混乱を避けるためにも金額を記載することが望ましいのではないか。

[回答：保険者へ要望する。]



なお、本連絡協議会の模様は日本医師会ホームページにて動画配信中ですので、ご確認いただければ幸いです。

また、配付資料につきましても同ホームページ（<http://www.med.or.jp/chiiki/kenshin/201223/>）にてダウンロードすることができます。何かございましたら当会事務局（事業第四課）までご連絡願います。

# ゆとりある老後 確かな備え

日本医師会のホームページからもアクセス出来ます  
<http://www.med.or.jp/>



医師年金を詳しくご案内しています。  
一度アクセスして下さい。

医師年金ホームページ

<http://www.med.or.jp/nenkin/index.html>



日本医師会 年金・税制課

<http://www.med.or.jp/nenkin/index.html>